

第2章 緊急事態応急対策

本章は、県内の原子力発電所で事故等が発生又は発生のおそれがあり、原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生時の通報、施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報又は全面緊急事態（第3段階）発生時の通報が県に対してあった場合の対応及び原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

第1節 情報収集連絡計画

【主な実施機関】 各班共通

1 計画の方針

市は、原子力災害が発生した場合、県及び関係機関から情報を迅速に収集し、事態の的確な把握に努める。

2 本市が収集すべき情報

市は、原子力災害が発生した場合、以下の情報を速やかに収集する。また、県は警戒事態（第1段階）から緊急時モニタリングを実施する計画であり、市は県から協力の要請があった場合、県に協力する。

- (1) 情報収集事態発生に関する情報
- (2) 警戒事態（第1段階）発生に関する情報
- (3) 災害状況に関する情報
- (4) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生に関する情報
- (5) 全面緊急事態（第3段階）発生に関する情報

3 情報収集事態発生時の連絡

(1) 国から県等への連絡

国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合、情報収集事態の発生について、関係省庁、県及び関係市町に対し連絡するとともに、情報収集事態発生後の状況について関係省庁、県及び関係市町に連絡する。

(2) 市の情報収集

市は、県が情報収集事態発生時の連絡を受けた場合、県から速やかに情報を収集し、その内容を住民及び関係機関等に対し迅速に伝達する。

4 警戒事態（第1段階）発生時の連絡

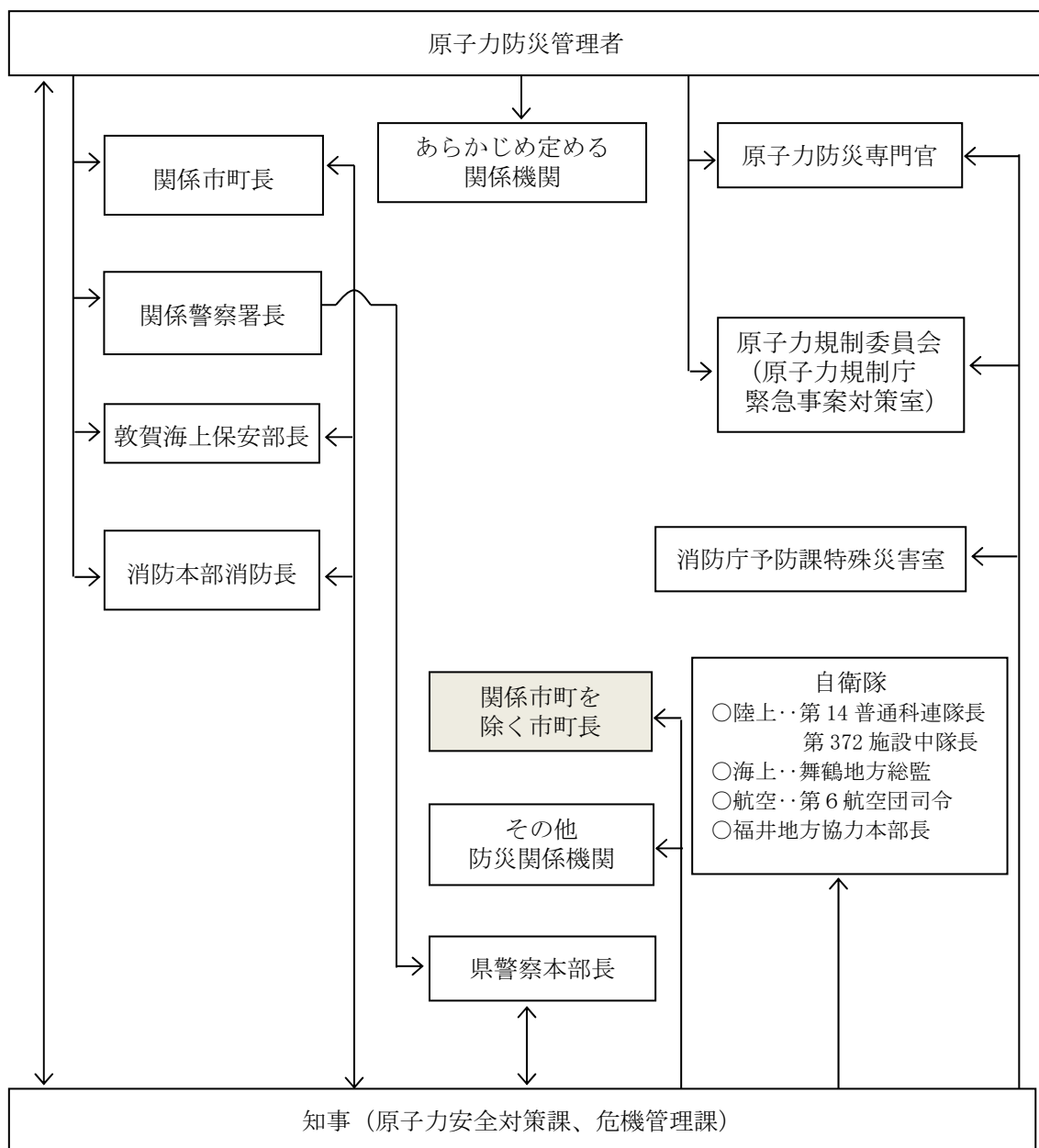
(1) 国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生に関する連絡を受け、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。

(2) 市の情報収集

市は、県が警戒事態（第1段階）発生時の連絡を受けた場合、県から速やかに情報を収集し、その内容を住民及び関係機関等に対し迅速に伝達する。

(3) 緊急時における通報連絡系統



5 災害状況の報告及び連絡

(1) 原子力事業者からの報告

原子力防災管理者は、警戒事態（第1段階）発生時の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、あらかじめ定める関係機関にファックスで随時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行う。

(2) 県からの連絡

ア 原子力防災管理者から警戒事態（第1段階）発生時の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会及び総務省消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防組合（局）、県警察本部等に連絡する。

イ 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（原子力規制委員会及び総務省消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防組合（局）、県警察本部等に連絡する。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国及び原子力防災専門官から得た情報、防災関係機関からの連絡により得た災害状況等を取りまとめ、遅滞なく防災関係機関に連絡する。

6 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の連絡

(1) 国（原子力規制委員会）から県等への連絡

原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生を確認したこと及び事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を、県をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係市町、関係府県、県警察本部及び住民等に連絡する。

(2) 本市の情報収集

本市は、県が施設敷地緊急事態（第2段階）発生の連絡を受けた場合、県から速やかに情報を収集し、その内容を住民及び関係機関等に対し迅速に伝達する。

7 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告及び連絡

(1) 原子力事業者からの報告

原子力防災管理者は、県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部等に原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、ファックスで随時報告する。

(2) 県からの連絡等

県は、県内全市町、県内全消防組合（局）、県警察本部等に、原子力防災管理者及び国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する。

8 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡及び原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡

(1) 国（原子力規制委員会）からの連絡等

国（原子力規制委員会）は、原子力防災管理者から全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生通報を受け、全面緊急事態（第3段階）又は原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

(2) 本市の情報収集

本市は、県が全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生の連絡を受けた場合、県から速やかに情報を収集し、その内容を住民及び関係機関等に対し迅速に伝達する。

第2節 緊急時活動計画

【主な実施機関】 各班共通

1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、市は、原子力災害の事象に応じ、活動体制を速やかに確立する。

2 市の配備体制

(1) 原子力災害時における配備体制

市における原子力災害時の配備体制は以下の3種類とする。

- ア 警戒体制
- イ 災害警戒本部体制
- ウ 災害対策本部体制

(2) 配備の基準

市の配備基準は、表「動員配備基準」による。

(3) 配備体制の決定

市は、原子力規制委員会又は原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報が県を通じてあり、「動員配備基準」の配備レベルに該当するときは、配備基準に応じた配備体制を決定する。

3 市の動員体制

(1) 原子力災害時における動員

職員の動員は、表「動員配備基準」による。

(2) 職員への伝達等

ア 勤務時間中における伝達

口頭、電話・メール等迅速、的確な方法により伝達する。

イ 勤務時間外又は休日等における伝達等

動員指示については、電話・職員緊急連絡用メール等迅速、的確な方法により伝達する。

動員配備基準

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
情報収集事態	(1) 所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）。 (2) その他、市長が警戒体制を決定したとき。	警戒体制	・ 総務課の全職員 ・ 課長級以上の職員
警戒事態 (第1段階)	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき。 (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき。 (4) 国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき。 (5) 市長が災害警戒本部体制を決定したとき。	災害警戒本部体制	職員全員
施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき。 (2) 市長が災害対策本部体制を決定したとき。	災害対策本部体制	
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき。		

4 警戒体制

(1) 警戒体制の決定及び廃止基準

市は、次の場合に警戒体制を決定し、又は廃止する。

ア 警戒体制の決定基準

- ・ 所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
- ・ その他市長が警戒体制を決定したとき。

イ 警戒体制の廃止基準

- ・ 原子力事業所の事故が終結したとき。
- ・ 事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

(2) 業務内容

職員は、原子力事業所の事故に関する情報収集を行う。

5 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止基準

市は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

ア 災害警戒本部の設置基準

- ・ 福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたとき
- ・ 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき
- ・ 国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき
- ・ 市長が災害警戒本部体制を決定したとき

イ 災害警戒本部の廃止基準

- ・ 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は対策の必要がなくなったとき。
- ・ 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は市庁舎会議室とする。

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、第2編一般対策編による。

(4) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部の所掌事務は次表により、災害警戒本部事務局及び各班が分担して業務に当たる。

原子力災害時における災害警戒本部の所掌事務

部	所掌事務
総務調整部	・ 災害対策本部の設置準備 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整 ・ 原発事故に関する情報収集 ・ 応急対策の実施状況の把握 ・ 情報通信機器の運用及び管理 ・ 住民への情報伝達・広報 ・ 報道機関との連絡調整 ・ 災害警戒本部の庶務 ・ 緊急時モニタリングに関する情報収集 ・ 市議会との連絡調整 ・ 県及び広域避難市町との調整
福祉部	・ 住民への情報伝達 ・ 住民の退避及び避難誘導 ・ 住民窓口、電話対応 ・ 避難行動要支援者の退避及び避難 ・ 安定ヨウ素剤の配布及び服用準備
経済部	・ 避難に際して必要な水、食料、物資の確保
建設部	・ 避難に必要な交通の確保 ・ 住民の退避及び避難誘導 ・ 水源のモニタリング調査
教育部	・ 避難所の開設準備 ・ 児童・生徒の退避及び避難誘導

(5) 災害警戒本部会議における協議事項

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況の確認
- イ 市の初期活動の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ウ 各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- オ 国、県及び防災関係機関に対する要請に関する事項
- カ 原子力事業所における事故情報等の収集及び住民への広報に関する事項
- キ その他重要な初期活動に関する事項

(6) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、市は、県にその旨を通知又は報告する。

6 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置及び廃止基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

ア 災害対策本部の設置基準

- ・ 施設敷地緊急事態が発生したとき
- ・ 市長が災害対策本部体制を決定したとき
- ・ 全面緊急事態が発生したとき

イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったとき

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は市庁舎会議室とする。

(3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、第2編一般対策編による。

(4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、次表「原子力災害時における災害対策本部の所掌事務」による。

(5) 災害対策本部会議における協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア 災害状況及び市の災害応急対策実施状況

イ 災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び重要事項

ウ 災害対策本部各班の調整に関する事項

エ 防災関係機関との連絡調整に関する事項

オ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項

カ その他必要な災害対策に関する事項

(6) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、市は、県にその旨を通知又は報告する。

(7) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市は、防災行政無線、メール（あわら市防災メール配信サービス）等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示する。

(8) 県との協力体制

市は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

原子力災害時における災害対策本部の所掌事務	
部	所掌事務
総務調整部	・ 災害対策本部の設置・運営 ・ 原発事故に関する情報収集 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整 ・ 退避及び避難に関する方針の決定 ・ 各部班への災害対策業務に関する指示 ・ 被災自治体への災害応援の決定 ・ 県、他市町への応援要請の決定 ・ 情報通信機器の運用及び管理 ・ 住民への情報伝達・広報 ・ 退避・避難状況の集約 ・ 県の実施する緊急時モニタリング情報の収集 ・ 報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整 ・ 災害救助法の適用に関する事務 ・ 職員参集状況の整理 ・ 市議会との連絡調整 ・ 災害予算の調整
福祉部	・ 住民の退避及び避難誘導 ・ 住民窓口、電話対応 ・ 住民相談窓口の設置 ・ 住民への安定ヨウ素剤の配布及び服用 ・ 被災者の医療・救護対策 ・ 医療施設との連絡調整 ・ 避難行動要支援者の退避及び避難の実施 ・ 地域の情報収集・整理・伝達 ・ 自主防災組織等との連携
経済部	・ 農林・畜産・漁業の被害状況の調査 ・ 農林・畜産・漁業関係の応急対策 ・ 中小企業関係の災害対策及び連絡調整 ・ 商工業関係の被害調査 ・ 観光資源、観光施設等の災害対策 ・ 被災商工業者等に対する金融調査
建設部	・ 避難に必要な交通の確保 ・ 県警察と連携した交通規制 ・ 上下水道施設の被害調査（汚染状況のモニタリング）
教育部	・ 避難所の開設、運営 ・ 児童生徒の退避及び避難誘導、緊急安全確保

第3節 退避及び避難計画

【主な実施機関】 各班共通

1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、原子力災害から住民の生命、身体の安全を確保するため、本市が放射性物質によって汚染された場合、明確な基準に基づき退避及び避難措置を実施する。

2 市における退避、避難及び一時移転に関する基準

市は、県内の原子力事業所で事故が発生し、市内の空間放射線量が原子力規制委員会の定める以下のO I L基準に達した場合、避難及び一時移転措置を実施する。

本市における避難及び一時移転に関する基準

基準の種類	基準の概要	空間放射線量 (地表面 1 m)	退避及び避難等の措置
O I L 1	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	$500 \mu \text{ Sv/h}$	避難 (広域避難)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数1週間程度内に一時移転させるための基準	$20 \mu \text{ Sv/h}$	1週間程度内に一時移転

3 屋内退避及び避難の準備

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、市内の空間放射線量が異常に高くなり（ $500 \mu \text{ Sv/h}$ に達するおそれがある場合）、放射能汚染による被害が発生するおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し屋内退避及び避難の準備を指示する。

4 広域避難

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し市内において空間放射線量が $500\mu\text{Sv/h}$ に達した場合、国からの避難指示を受けて、住民に対し広域避難を指示する。

市は、広域避難（市外へ避難）を行う必要が生じた場合、県から避難所となる施設の指示を受け、県及び受入先の市町村長と緊密に連携し、広域避難を実施する。

5 一時移転

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し市内において空間放射線量が $20\mu\text{Sv/h}$ に達した場合、国からの一時移転指示を受けて、1週間程度以内に住民を市外に一時移転させる。

6 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難誘導及び輸送に関して介助等が必要な場合、県と連携し、地域住民、県警察、消防組合、自衛隊等の協力を得ながら、避難が迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮する。
- (2) 市は、県と連携し、避難所での生活に関して、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に必要な飲食物及び資機材の確保並びに提供を行う。
- (3) 市は、県と連携し、避難所における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立する。また、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送する。
- (4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師又は職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- (5) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

7 自然災害同時発生時の対応

市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市と国は、緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

8 感染症の流行下における対応

市は、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第4節 安定ヨウ素剤の予防服用に関する計画

【主な実施機関】 各班共通

1 計画の方針

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、国（原子力規制委員会）が服用方針を決定する。

市は、放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、国が服用を決定した場合、原子力災害から住民の生命を保護するため、県の指示に基づき、医療機関と連携して住民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を実施する。

ただし、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等については、原子力規制委員会において検討したうえで、原子力災害対策指針に記載される予定であり、今後示される国や県の方針に基づき措置する。

2 安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項

安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項を資料編に示す。

第5節 広域避難者の受入れに関する計画

【主な実施機関】 各班共通

1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、原子力事業所周辺住民の生命、身体の安全を確保するため、県の広域避難計画に基づき実施される広域避難者の受入れ体制を整備する。

2 避難住民の受入れ措置

本市では、「福井県広域避難計画要綱」に基づき、越前市の一部のUPZ内住民を受入れる計画となっている。広域避難者受入れ措置の詳細については「原子力災害発生時における避難者受入マニュアル」によるものとする。

(1) 避難住民の受入れ準備

市は、県からUPZ内住民の広域避難に関する受入準備の要請があった場合、県の広域避難計画で定められた避難所を速やかに開設する準備を行う。

(2) 避難住民の受入れ措置

市は、県からUPZ内の住民の広域避難に関する受入要請があった場合、避難所を速やかに開設するとともに、受入れ体制を整える。

また、避難所におけるスクリーニングの体制を整備する。

ア 避難所への職員の配置

イ 避難所周辺における駐車場の確保

ウ 避難所内におけるスクリーニングスペースの確保

エ 避難所内における相談窓口の設置

オ 安定ヨウ素剤の配布準備

カ その他必要な事項

3 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

市は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。